

一般社団法人 日本接着歯学会
専門医認定委員会規程

(設 置)

第1条 一般社団法人日本接着歯学会（以下「本会」という。）は、定款第42条の規定に基づき、専門医認定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目 的)

第2条 委員会は、別に定める接着歯科治療専門医（以下「専門医」という。）、指導医及び認定研修施設の資格の適否の審査と本制度の適正な運用にかかわる業務を行う。

(組 織)

第3条 委員会は、委員長1名、副委員長1名を含む10名以内の委員をもって組織する。

2 委員長は、指導医である理事の中から理事長が推薦し、理事会で選任する。

3 副委員長及び委員は、専門医若しくは指導医である理事・代議員の中から委員長が指名し、理事会の承認を得る。

4 委員長以外の委員には指導医を1名以上含むものとする。

5 委員長若しくは委員長以外の委員が欠けた場合には、本条2項、3項及び4項にしたがって補充委員を選任することができる。

(委員長、委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱後2年間とし、連続2期までとする。ただし、補充委員の任期は前任者の任期の満了する時までとする。

(会 議)

第5条 委員会は、必要の都度、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

3 委員会の議決は、委員長を除く過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

第6条 委員会は、次の業務を行う。

(1) 専門医・指導医及び認定研修施設の資格の適否を審査し、理事会の承認を得る。

(2) 指導医適格者の理事会への認定発議を行う。

(3) 専門医及び指導医の認定審査に関わる実施要項を作成し、理事会の承認を得る。

(4) 専門医及び指導医資格の申請単位として認める研修会・学術プログラム等を承認する。

(規則および細則)

第7条 本規程の施行については、本会専門医制度規則並びに専門医制度施行細則に定める。

(改 廃)

第8条 本規程の改廃は、委員会の発議により規程検討委員会で協議のうえ、理事会及び社員総会の承認を得なければならない。

附 則

1 本規程は、2020年10月4日から施行し、2020年4月1日から適用する。

2 本規程は、2021年5月29日から一部改正施行する。